

貸暗号資産取引等に関するご説明

この書面には、暗号資産の消費貸借等を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

また、特に、以下の点にもご留意ください。

- 当社における暗号資産の消費貸借取引（以下「貸暗号資産取引」といいます。）は、当社とおお客様との間の取引により行います。貸暗号資産取引は、暗号資産の消費貸借ですが、当社は、貸暗号資産取引において、おお客様に対して、担保の提供をいたしません。そのため、当社の信用状態の悪化により、おお客様が当社に貸し出した暗号資産について、おお客様が全額の返還を受けられないリスクがあります。
- 当社がおお客様より借り入れる暗号資産は、資金決済に関する法律(以下「資金決済法」といいます。)に基づく分別管理の対象ではないため、当社の暗号資産と分別して管理されません。詳しくは、「8. 利用者財産」をご確認ください。
- おお客様は、おお客様が当社に対して貸し出した暗号資産について、資金決済法に基づく、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有しません。詳しくは、「8. 利用者財産」をご確認ください。
- 当社の管理するウォレットにおいておお客様からお預かりする暗号資産は、当社の指定するハードウェア・ウォレット以外には、出庫することができません。

当社の概要

商号： SBI VC トレード株式会社

本店所在地： 〒106-0032 東京都港区六本木 3-1-1

主な事業： 暗号資産交換業

登録番号： 関東財務局長第 00005 号

設立年月： 2016 年 11 月 1 日

資本金： 金 19 億 9,000 万円(資本準備金を含む)(2020 年 3 月 31 日現在)

加入協会： 一般社団法人日本暗号資産取引業協会

連絡先： カスタマーセンター(03-6779-5110)までご連絡ください。

受付時間は、年末年始を除く平日午前 9 時から午後 5 時までです。

2021 年 4 月

SBI VC トレード株式会社

暗号資産取引に係るご注意

1. 暗号資産の性質等に関する事項

① 暗号資産の性質に関する基本的事項

暗号資産は、本邦通貨及び外国通貨とは異なります。

当社の取り扱う暗号資産は、本邦通貨または外国通貨ではありません。また、特定の国家または特定の者によりその価値が保証されているものではありません。このような性質から、当社の取り扱う暗号資産を代価の弁済のために利用するためには、弁済を受ける者の同意が必要となります。

② 取り扱う暗号資産の概要及び特性、その他暗号資産の性質に関し参考になると認められる事項

当社が取り扱う暗号資産は、ビットコイン、エックスアールピー及びイーサリアムです。これらの暗号資産の概要、特性その他暗号資産の性質に関し参考になると認められる事項は、「4.取り扱う暗号資産の概要」をご確認ください。

2. お客様に対する情報の提供

① お取引の内容

当社の貸暗号資産取引のサービスを通じて、お客様が当社に暗号資産を貸し出し、当社がお客様に対して、お客様より借り入れた暗号資産と同じ種類、数量の暗号資産を返還する消費貸借取引を行うことができます。お取引の内容及び方法等については、「5.お取引」をご確認ください。

② リスクのご説明

お客様は、当社の取り扱う暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失を被る可能性がありますので、取引にあたってはご注意ください。また、お客様は、当社の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失を被る可能性もございます。当社の取り扱う暗号資産のお取引にあたっては、その他にも注意を要する点があります。詳しくは、「1.貸暗号資産取引に係るリスクのご説明」をご確認ください。

③ 分別管理がなされないこと

当社がお客様より借り入れる暗号資産は資金決済法に基づく分別管理の対象ではないため、当社の暗号資産と分別して管理されません。詳しくは、「8.利用者財産」をご確認ください。

④ 優先弁済権がないこと

お客様は、お客様が当社に対して貸し出した暗号資産について、資金決済法に基づく、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有しません。詳しくは、「8.利用者財産」をご確認ください。

⑤ 手数料など諸費用

お客様からいただく手数料等は、貸暗号資産取引の口座に関する手数料について「3.4 貸暗号資産取引口座開設手数料と貸暗号資産取引口座管理料」、貸暗号資産取引について「5.1.6 手数料」をご確認ください。

⑥ お客様からの苦情等

お客様からのご相談の窓口、苦情処理措置・紛争処理措置については、「暗号資産の売買等に関するご説明（契約締結前交付書面）」の「11.苦情処理措置等」をご確認ください。

暗号資産の出庫サービスについて

当社の暗号資産の出庫サービスは、他社が提供するサービスと異なりますので、当社への暗号資産の入庫、当社での暗号資産の購入及び当社での暗号資産の貸出の前に、以下でご説明する点に予めご留意ください。

1. 暗号資産の出庫サービス

- ① 当社の出庫サービスは、お客様が当社で定める基準に適合しない場合、ご利用いただけません。
- ② 当社の出庫サービスは、送付先を、当社が指定するハードウェア・ウォレットである **Cool X Wallet** (以下「**CXW**」といいます。)に係るアドレスに限定します。
- ③ **CXW** に係るアドレスには、当社の関与なく、お客様が自由に暗号資産を入出庫することができます。(但し、**CXW** が対応している暗号資産の種類には限りがあります。)
- ④ **CXW** に関する⑤に記載したサービスは、当社と当社の関連会社である株式会社 **SBI BITS** (以下「**BITS 社**」といいます。)がお客様にご提供します。
- ⑤ 当社と **BITS 社** は、お客様に対して、(1)**CXW** の貸与サービス、及び(2)**CXW** の紛失・故障時に備えて、シード管理サービス、及び再製の秘密鍵を使用した暗号資産の回復サービス(別途、**CXW** の再発行が必要となります。)を提供させていただきます。お客様には、かかるサービスの手数料をご負担いただきます。
- ⑥ **CXW** の設定及び配送にはお時間をいただくこととなります。このため、お客様のご希望するタイミングで当社からの出庫を行うことができない場合がございますので、ご注意ください。
- ⑦ **CXW** に関する情報(手数料、入手方法、ご利用上の注意等)は、**CXW** 専用ウェブサイト (<https://www.sbicxw.com/>) で提供しております。

2. 暗号資産の送付先アドレスを限定させていただく背景

当社は、当社の業務がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等を助長・促進せず、これに関与しないことを第一に考えております。かかる観点から、暗号資産の出庫にあたり、送付先アドレスの秘密鍵を管理している者の確認ができない状況を問題視し、管理者の確認を実現する方法を検討してまいりました。当社は、本人確認済みのお客様のご住所に **CXW** を本人限定郵便にて送付する方法で、**CXW** に係るアドレスとご本人様とを紐づける方式を採用することといたしました。なお、今後、上述の要請とお客様の利便性との適切なバランスを継続的に模索し、よりお客様の利便性に配慮したサービスを展開するよう努力してまいります。

ハードフォークに係る対応方針

当社の取り扱い暗号資産に係るブロックチェーンについて、プロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデート(以下「ハードフォーク」という。)の実行が見込まれる場合及び当該ハードフォークにより新しい別個の暗号資産(以下「新コイン」という。)が生じる場合の取扱いは、以下の方針により実施します。

1. 大規模な分岐の発生に係る情報の利用者への伝達方法

当社ウェブサイトで公表します。

2. 大規模な分岐の発生時の対応方針

① 業務の一時停止措置の有無

ハードフォークが生じた場合は当該暗号資産の入出庫、取引を一時的に停止する場合があります。

② 業務の一時停止措置を講ずる場合の判断基準

ハードフォークによりお客様の資産の保全及びお客様との取引の履行に何らかの支障が生ずるおそれがある場合には、ハードフォークの発生に備えてあらかじめ業務を一時停止するなど、お客様資産の保全及びお客様との取引を確実に履行するために必要な措置を講じます。

③ 業務の一時停止措置を解除する場合の判断基準

原則として、上記②の状態が解消されたと判断された場合に解除します。

④ 業務の一時停止及び停止を解除する場合の利用者への連絡方法

当社ウェブサイトで公表することにより、周知します。また、必要に応じて個別メール等により周知することがあります。

⑤ 業務の一時停止時及び再開時における利用者における注意事項

ハードフォークの発生に伴い行った業務の一時停止期間中に生じた当該暗号資産の価格変動による利用者の損失については、当社は一切責任を負いません。

3. 分岐に伴い新コインが発生した場合の対応方針

ハードフォークが生じた場合は、原則として、新コインに相当する金銭の交付、新コインの追加借入れ及び新コインの返還を実施しません。ただし、新コインの流動性、新コインが不正・違法な行為を誘引する可能性の有無・程度など、新コインに係る事情に照らし、当社の判断により、新コインに相当する金銭の交付、新コインの追加借入又は新コインの返還を実施する場合があります。その場合には、以下の①から③の方針を踏まえ、当社が適切と判断する方法によりかかる措置をとることとします。

① 新コインに相当する金銭の交付の方針

新コインに相当する金銭の額は、当該新コインの取り扱い暗号資産交換業者等の公表する価格等に基づき、当社の算出した価格により換金するものとします。

また、新コインに相当する金銭の交付の対象となる利用者は、ハードフォーク発生時に当社の保護預かり口座※でハードフォークの対象となった暗号資産を管理しているお客様に限ります。

※当社指定のハードウェア・ウォレット(Cool X Wallet)でお客様が管理する暗号資産は、お客様の責任で管理されているものですので、対象となりません。

② 新コインに相当する金銭の交付の連絡方法

当社は新コインに相当する金銭の交付を行った場合は、当社ウェブサイトで公表します。

③ 新コインの追加借入れ又は新コインの返還について

当社は、新コインに相当する金銭の交付に代えて、貸暗号資産取引においては、当社がお客様より新コインを追加で借り入れること、又は新コインをお客様に返還することがあります。資金決済法及び一般社団法人日本暗号資産取引業協会の規則における、新しい暗号資産を取り扱うための手続きを履践するためには、相当期間を要するため、新コインに相当する金銭のお客様への交付を原則としております。なお、新コインを当社が取り扱う場合であっても、当社の判断で、正式な取り扱い開始前に、新コインに相当する金銭をお客様に交付し、その後、かかる手続完了後、当社での取り扱いを開始する可能性があります。

1. 暗号資産取引に係るリスクのご説明

貸暗号資産取引にあたっては、「暗号資産の売買等に関するご説明（契約締結前交付書面）」の「1. 暗号資産取引に係るリスクのご説明」でご説明するリスクの他、以下でご説明するリスクにご留意ください。

1.1 中途解約及び売却ができないことによるリスク

お客様は、当社がお客様の貸出の申込みを受け付けてからお客様が当該申込に係る暗号資産の返還を受けるまでの間、原則として、当該暗号資産を売却、譲渡、担保設定その他の処分をすることができません。また、お客様は、当社に対して、貸暗号資産取引に基づき、暗号資産を貸し出している間、原則として、当該貸暗号資産取引を中途解約できません。

1.2 分別管理の対象にならないこと等によるリスク

当社がお客様より借り入れた暗号資産は、資金決済法に基づく分別管理の対象ではないため、当社の暗号資産と分別して管理されません。また、お客様は、当社に貸し出した暗号資産について、資金決済法に基づく、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有しません。

1.3 担保提供がなされないことによるリスク

貸暗号資産取引は、暗号資産の消費貸借ですが、当社は、貸暗号資産取引において、お客様に対して、担保の提供をいたしません。そのため、当社の信用状態の悪化により、お客様が当社に貸し出した暗号資産について、お客様が全額の返還を受けられないリスクがあります。

1.4 当社の破たんによるリスク

万が一、当社が倒産したケースにおいては、お客様が当社に貸し出した暗号資産の全部または一部の返還を受けられない可能性があります。

2. 貸暗号資産取引

2.1 取引の相手方

お客様は、当社の暗号資産取引のサービスとして、当社との間で、貸暗号資産取引をいただくこととなります。

2.2 取引の態様

貸暗号資産取引は、お客様が当社に暗号資産を貸し出し、当社がお客様に対して、お客様より借り入れた暗号資産と同じ種類、数量の暗号資産を返還する消費貸借取引であり、かかる暗号資産取引における、当社のお客様からの暗号資産の借入れは、資金決済法第2条第7項第4号所定の「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当しません。

2.3 貸暗号資産取引の内容

契約期間、利用料率、取引手数料、取扱暗号資産等の貸暗号資産取引の内容は、お客様が貸出の申込みをする際、当社が別途提示します。提示された内容をよくご確認の上、貸出をお申し込みください。

3. 貸暗号資産取引の口座開設

当社の貸暗号資産取引のサービスをご利用いただくには、当社にて、事前に当社の暗号資産取引のサービスに係る口座（以下「暗号資産取引サービス口座」といいます。）を開設していただく必要がございます。暗号資産取引サービス口座の開設の方法、手続等については、「暗号資産の売買等に関するご説明（契約締結前交付書面）」の「3. 口座開設とご入金」をご確認ください。

3.1 貸暗号資産取引の口座開設の流れ

貸暗号資産取引のご利用開始の流れは、おおまかに下記のとおりです。

- ① 当社のウェブサイトから、電子的に交付される書面及び約款を事前に必ずお読みください。
- ② この書面及び約款を理解いただいたうえで、当社ウェブサイトから口座開設をお申込みください。

3.2 貸暗号資産取引の口座開設審査

口座開設の審査にあたっては、必要に応じて電話による聴き取り、追加の資料提出の依頼をさせていただく場合がございます。審査の詳細や基準、個別の審査結果や判断理由といった情報は、一切開示しておりません。口座の開設に年齢制限を設けております(満 20 歳以上)。なお、以下の者に該当する場合は、口座の開設をお断りさせていただいております。これらの者に該当することが口座開設後に判明した場合は、すみやかに取引の停止及び口座の解消を実施させていただきます。

- ① 外国 PEPs (Politically Exposed Persons) に該当する方
外国 PEPs とは、次に掲げるいずれかの者をいいます。
 - あ. 外国の元首及び過去に外国元首であった者
 - い. 外国政府等で重要な地位を占める者として以下に該当する者及び過去に当該地位であった者
 - イ. 我が国における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職
 - ロ. 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
 - ハ. 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - 二. 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - ホ. 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長に相当する職
 - へ. 中央銀行の役員
 - ト. 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
 - う. あ. 及びい. の家族(配偶者(含事実婚)、父母、実子及び兄弟姉妹、配偶者の父母または実子以外の子。)
 - え. あ. ～う. が実質的支配者である法人
- ② 反社会的勢力に相当する方

当社は、犯罪収益の移転の防止に関する法律(以下「犯収法」といいます。)に基づき、厳格な取引時確認(お客様の氏名、住所、生年月日、取引の目的、職業の口座開設時とは別の本人確認書類等による確認、並びに一定金額以上の財産の移転を行うに際しての資産及び収入の確認)及び一定金額以上

の暗号資産の取引または移転に際し、当該取引または移転の都度、取引時確認を行う場合があります。また、当社は犯収法で定める場合以外にも、お客様の暗号資産の取引状況や態様が当社の定める基準に合致した場合は、お客様の取引時確認、取引状況の確認、必要書類の徴求等の当社の求める確認をする場合があります。

ご注意: 第三者のための口座開設及びこれに類する行為

お客様の名義をもって、第三者のために口座の開設または取引をさせること、並びに第三者の資金でお客様が暗号資産の取引を行うことはできません。万が一、そういった事実が認められた、またはこれに類する「なりすまし行為」があった場合は、お客様に犯収法に基づいて厳格な取引時確認を実施させていただきます。

3.3 貸暗号資産取引の口座の解約

貸暗号資産取引の口座のみを解約することはできません。ただし、暗号資産取引の口座を解約する場合、貸暗号資産取引の口座も解約されます。暗号資産取引の口座を解約する方法、手続、費用等については、「暗号資産の売買等に関するご説明（契約締結前交付書面）」の「3.4 口座の解約」をご確認下さい。

3.4 貸暗号資産取引口座開設手数料と貸暗号資産取引口座管理料

お客様の貸暗号資産取引口座開設手数料、貸暗号資産取引口座管理料は無料です。お客様は当社に貸暗号資産取引口座を開設することで貸暗号資産取引を実施いただけるようになります。出金するには、当社における口座開設者と同じ名義人名の銀行口座を当社に登録していただくことが必要です。

4. 取り扱う暗号資産の概要

本サービスは、当社が指定する種類の暗号資産について提供します。暗号資産の概要は「暗号資産の売買等に関するご説明（契約締結前交付書面）」末尾をご覧ください。

5. お取引

5.1 貸暗号資産取引に関する事項

5.1.1 貸出の申込みでの指示事項

お客様は、当社の画面に発注に必要な以下の事項を入力することで、貸出の申込みができます。

- ① 貸し出す暗号資産の種類
- ② 貸し出す暗号資産の数量
- ③ 契約期間
- ④ 自動更新の要否
- ⑤ その他暗号資産の貸出に必要な事項として当社が指定する事項

5.1.2 受付・取消

① 貸出の申込みの受付

お客様が貸出の申込みをする時は、申込内容を入力後、その内容を確認の上送信し、その内容を当社が即時に照合し、当該照合に対するお客様の確認の入力を受信した時点で受け付けたものとします。お客様の入力ミス等の事由によってお客様の意思に反して約定した場合であっても、当社は責任を負いません。

② 貸出の申込み後の措置

お客様は、貸出の申込みをし、当社が申込みを受け付けた時点で、当該貸出しの申込みに係る暗号資産と同じ種類、数量の暗号資産を売却、譲渡、担保設定その他の処分することができなくなります。但し、貸出の約定が成立する前に、5.1.2 項「③貸出しの申込みの取消」に基づきお客様が貸出の申込みを取り消した場合、お客様は、当該貸出の申込みに係る暗号資産と同じ種類、数量の暗号資産の売却、譲渡、担保設定その他の処分が可能となります。

③ 貸出の申込みの取消

お客様の貸出の申込みは、約定するまでの間に限り、取消を行うことができます。

④ 貸出の申込みの取消し制限

5.1.2 項③の規定にかかわらず、暗号資産の貸出の申込みについて、申込み後最初に到来する午前9時から午後3時までの間（以下「取消し制限期間」といいます。）において、当該申込みの取消しを一時的に制限させていただくことがございます。取消しを制限させていただく場合は、お客様の申込み画面の申込取消ボタンが押下できない状態となります。また、お客様が取消し制限期間を過ぎても当該申込みを取消さなかった場合、取消し制限期間が属する日の翌日の午前9時から午後3時までの間においても当該申込みの取消しを一時的に制限させていただくことがあり、以後同様といたします。

5.1.3 貸出の申込みの受付の停止

当社が「暗号資産取引サービス約款」、「貸暗号資産取引サービス約款」、「暗号資産の売買等に関するご説明（契約締結前交付書面）」等の重要書類を変更等により再交付した際、お客様が、その内容について、当社が指定する期日までに確認の上、承諾をいただけない場合、貸出の申込みを停止するなどの措置をとる場合がございます。また、以下に掲げる場合、当社は、全部または一部の暗号資産の銘柄に関し、お客様の新たな貸出の申込みの受け付けを停止することがあります。

- ① 当社システムの状況に障害が生じ、取引の継続が困難と判断した場合
- ② 当社に貸出可能な暗号資産の数量を超えた暗号資産の貸出の申込みをいただいた場合
- ③ 短期間に大量の貸出の申込みが流入した場合など、暗号資産の取引状況に著しい影響を与える事態が発生したと当社が判断した場合
- ④ 上記①から③の事由のほか、当社が必要と判断した場合

5.1.4 取引を一時中断し、再開する際の貸出の申込みの処理

約定処理の一時中断後における再開時においては、通常と同様にお客様の貸出の申込みの処理を行うものとします。

5.1.5 約定(貸出の申込みの成立)

約定は、当社がお客様からいただいた貸出の申込みを確認し、承認した時点で成立します。約定が成立した時点で、貸出の申込み注文に係る暗号資産は、お客様の暗号資産取引口座からお客様の貸暗号資産取引口座へと移転します。この移転の後、当該暗号資産は、当社に対して貸し出されるものとなります。

また、貸暗号資産取引が成立した後に、成立した取引を訂正することはできません。

なお、貸暗号資産取引の契約期間は、貸暗号資産取引の成立した日の翌日を開始日とし、当社が別途提示する期間が経過した日を満了日とする期間をいいますが、別途当社の提示する契約期間から、お客様が選択し、明示した期間が貸暗号資産取引の契約期間となります。自動更新は、お客様による貸出の申込みの際して、自動更新が可能である旨を当社が示し、お客様が自動更新を希望する旨を明示した場合に限り、適用されるものとなります。

5.1.6 手数料

① 取引手数料

貸暗号資産取引の手数料はございません。

② その他の手数料

貸暗号資産取引に関してその他の手数料はございません。

5.1.7 返還

当社は、お客様に対して、成立した貸暗号資産取引（以下「個別貸暗号資産取引」といいます。）の契約期間満了日から1営業日以内に、当社がお客様から借り受けた暗号資産と同じ種類、数量の暗号資産を、お客様の暗号資産取引サービス口座に送付する方法により、返還します。

5.1.8 利用料及び消費税相当額

- ① 利用料は、契約期間に応じ、個別貸暗号資産取引に基づき当社に対して貸し出している暗号資産に、当社所定の利用料率を乗じて計算された額とします。
- ② 当社は、お客様に対して、個別貸暗号資産取引の契約期間満了日から1営業日以内に、利用料及び利用料に係る消費税相当額を支払います。
- ③ ②に定める支払の方法は、当社がお客様から借り受けた暗号資産と同じ種類の暗号資産を、「5.17 返還」に基づき返還する暗号資産とともに、お客様の暗号資産取引サービス口座に送付する方法とします。

6. 暗号資産の出庫

「出庫」とは、当社がお客様からお預りした暗号資産を当社以外の者が秘密鍵を管理するウォレットに送付することをいいます。

6.1 暗号資産の出庫

暗号資産の出庫については、本書3ページの「暗号資産の出庫サービスについて」を併せてご確認ください。

① 出庫の方法

当社の暗号資産取引のサービスにて、出庫が可能な暗号資産は当社の指定する種類の暗号資産に限定されます。また、暗号資産の出庫は、当社が指定する **Cool X Wallet**(以下「**CXW**」といいます。)のアドレスに送付する方法により行います。**CXW** 以外のアドレスへの送付は、当社が認める場合を除き、行いません。当社の指定する方法と異なるかたちで出庫指示された暗号資産について、当社はその暗号資産の返還、その他一切の責任を負いません。

② 出庫指示された暗号資産の取引余力への反映

出庫指示された暗号資産は、出庫指示を受け付けた時点で、取引余力から控除します。

③ 出庫に係る手数料

出庫にあたり、当社から手数料を申し受けることはございません。ただ、お客様の送付指示にかかる送付手数料(ブロックチェーン上に記帳するための費用を含みます。)は当社が負担いたします。

④ 出庫の単位

暗号資産の出庫は各暗号資産の最小単位より受け付けいたします。

⑤ 出庫対象の暗号資産

当社から出庫可能な暗号資産は、当社が別途指定する暗号資産に限られます。

⑥ 暗号資産の出庫指示後、取引余力反映までの時間

暗号資産の出庫指示後、最初に到来する銀行営業日の正午を目途に、出庫作業を行います。このため、お客様の **CXW** にて暗号資産を確認できるのは、その後となります。

6.2 お客様からの取引依頼後の当該取引に係る暗号資産の状況の確認

お客様からお取引の依頼を受けた後、当該取引に係る暗号資産の状況は、当社ウェブサイトにおいて、取引明細をご確認いただくとともに、当該取引の執行後の暗号資産の残高が反映された取引余力をご覧いただくことによりご確認ください。

7. 口座凍結・貸出の申込み制限

「暗号資産の売買等に関するご説明(契約締結前交付書面)」の「7. 口座凍結・注文制限」を、「注文」を「貸出の申込み」と読み替えてご確認ください。

8. 利用者財産

8.1 分別管理がなされないこと

当社のお客様からの暗号資産の借入れは資金決済法第2条第7項第4号所定の「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当しません。そのため、当社がお客様より借り入れる暗号資産は、資金決済法に基づく分別管理の対象ではないため、当社の暗号資産と分別して管理されません。

8.2 優先弁済権を有しないこと

お客様は、お客様が当社に対して貸し出した暗号資産について、資金決済法第 63 条の 19 の 2 第 1 項所定の権利である、他の債権者に先立ち優先して弁済を受ける権利を有しません。

9. サービス停止等

9.1 サービスの停止

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、お客様に事前に通知することなく、貸暗号資産取引サービス、その他関連サービスの利用の全部または一部を停止または中断することができるものとします。

- ① 貸暗号資産取引サービス、その他関連サービスに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を定期的または緊急に行う場合
- ② コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
- ③ 火災、停電、天災地変などの不可抗力により貸暗号資産取引サービス、その他関連サービスの運営ができなくなった場合
- ④ ハッキング・その他の方法による当社資産盗難の場合
- ⑤ 当社の貸暗号資産取引のサービス、その他関連サービス提供に必要なシステムの異常の場合
- ⑥ アカウントの不正利用等の調査を行う場合
- ⑦ 暗号資産の在庫状況等により、サービスの提供が困難な場合
- ⑧ その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合

9.2 サービスの終了

当社は、当社の都合により、当社の貸暗号資産取引のサービス、その他関連サービスの提供を終了することができます。この場合、当社はお客様に事前に通知するものとします。

9.3 免責

当社は、当社が行った措置に基づきお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

10. 損失補てんの禁止に関する事項

「暗号資産の売買等に関するご説明（契約締結前交付書面）」の「10.損失補填の禁止に関する事項」をご確認ください。

11. 苦情処理措置等

「暗号資産の売買等に関するご説明（契約締結前交付書面）」の「11.苦情処理措置等」をご確認ください。

12. 参考事項

「暗号資産の売買等に関するご説明（契約締結前交付書面）」の「13.参考事項」をご確認ください。

以上